

比中仲裁判断10周年記念会合 島田政務官挨拶

ラザロ外務大臣、ベルベラーベ訟務長官、クナ環境天然資源大臣、オーバン国家安全保障担当顧問、センティエーノ海洋問題担当大統領補佐官、御列席の皆様、こんにちは（マガンダン・ウマーガ・ポ）。外務大臣政務官の島田智明です。

本日、5月のマルコス大統領及び令夫人の国賓訪日、6月のラザロ外務大臣の訪日に続く形でフィリピンを訪問し、比中仲裁判断10周年記念会合の機会に御挨拶させていただくことを、光栄に思います。

2016年の仲裁判断は、南シナ海をめぐる問題について、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく紛争の平和的解決の重要性を示した、極めて重要な節目です。本会合において、様々な地域から政府関係者や有識者が参加していることは、仲裁判断の重要性を物語っていると考えております。フィリピン政府がこの10年間、一貫して法の支配を重視し、仲裁判断に従った立場を堅持してこられたことを、日本は高く評価するとともに、これを強く支持しています。

南シナ海は、地域だけでなく、国際社会全体にとって重要なシーレーンであります。海洋国家であり、自由で開かれた海洋秩序に支えられてきた日本にとっても、航行及び上空飛行の自由、そしてこの地域の平和と安定は極めて重要な意味を持ちます。

このような中、この10年にわたり、南シナ海において、地域の平和と安定を脅かす、力又は威圧による一方的な現状変更の試みが継続・強化されていることを、日本は深刻に懸念しています。世界中のどこであれ、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは決して認められません。日本は、紛争は国際法に従って平和的に解決されるべきであるとの立場を、今後も一貫して発信してまいります。

こうした考えの下、日本は、「自由で開かれたインド太平洋（F O I P）」の実現に向けて、具体的な取組を進めるとともに、この地域におけるA S E A Nの重要な指針であり、F O I Pと本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するA S E A Nアウトルック（A O I P）」を一貫して支持してきました。海洋分野においては、引き続き巡視船の供与や共同訓練を通じたフィリピン沿岸警備隊に対する能力向上支援を継続して行っています。加えて、日本、フィリピン、米国の三か国による海洋協力も着実に進展してきています。

日本とフィリピンは、海を挟んだ隣国であり、基本的価値や原則を共有する最も緊密な同志国の一つです。「包括的・戦略的パートナーシップ」の下、国際環境の変動に左右されることなく、南シナ海をめぐる問題への対応を含め、今後も両国関係を持続的かつ重層的に強化していきたいと考えております。

比中仲裁判断はU N C L O Sに基づく手続を通じて示された、最終的であり、紛争当事国を法的に拘束する判断です。この仲裁判断が尊重されることは、U N C L O Sの下での紛争の平和的解決という原則を、実効性あるものとする上で極めて重要です。

法の支配に基づく海洋秩序を維持・強化するためには、一国のみの取組では十分ではありません。日本は、同盟国・同志国、そしてA S E A N諸国と連携しながら、自由、開放性、多様性、法の支配といったF O I Pの中核的な理念に基づき、引き続き主体的な役割を果たしてまいります。

最後になりますが、本会合の開催に御尽力いただいた全ての関係者の皆様に敬意を表するとともに、両国の友好関係の一層の発展を祈念して、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました（マラミン・サラマツ・ポ）。